

2-(2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

(平成21年3月末現在)

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	48. 6.29	H7.6.5観測し(B:C)
高尾野川	全域	A	イ	桜橋 出水橋	50. 4.21	H19.3.30観測し
折口川	全域	A	ロ	田島橋	50. 4.21	H19.3.30観測し(B:C)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	50. 4.21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木大橋	48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷 小倉	46. 5.25	H20.3.28観測し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	50. 4.21	H8.6.5観測し(B:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	50. 4.21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	50. 4.21	
大里川	全域	A	ロ	恵比須橋	50. 4.21	H19.3.30観測し(B:C)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	51. 4.26	H19.3.30観測し(B:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋 万之瀬橋	49. 7. 5	H19.3.30観測し
加世田川	全域	A	イ	田中橋	49. 7. 5	H19.3.30観測し(B:B)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口 第一花渡橋	52. 6.17	H19.3.30観測し
和田川	全域	B	ハ	潮見橋	49. 6.14	H19.3.30観測し(B:C)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	49. 6.14	
脇田川	全域	B	ロ	南田橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
新川	全域	B	ロ	鶴ヶ崎第二橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	47. 6.19	H19.3.30観測し
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	47. 6.19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	B	ロ	黒葛原橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	49. 6.14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	49. 6.14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	49. 6.14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	49. 6.14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	49. 6.14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	49. 6.14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	A A	イ	内之野橋下流	50. 7. 1	H8.6.5観測し(B:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	A	イ	中洲橋	50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	48.12. 7	H20.3.28観測し(B:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	48.12. 7	H20.3.28観測し(B:B)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	48.12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	48.12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	48.12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	48.12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	50. 4.21	H7.6.5観測し(B:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	48. 6.29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	48. 6.29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	48. 6.29	

② 湖沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	56. 1.26	
鰻池	全域	A	イ	1	57.11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	9. 6.25	

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	Ⅱ	ロ	3	60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	Ⅳ	イ	3	61.12.10	＃
鰻池	全域	Ⅱ	イ	1	62. 6.10	＃
高隈ダム貯水池	全域	Ⅲ	イ	2	9. 6.25	＃

③ 海域

ア COD等に係る環境基準

水 域	範 囲	基準 点数	該当 類型	達成 期間	類型指定 年 月 日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	51. 8. 9
＃ (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	＃
＃ (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	＃
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	53. 9. 1
＃ (2)	万之瀬川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	＃
＃ (4)	川内港	1	B	イ	57. 2. 10
＃ (5)	串木野港	1	B	イ	＃
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	52. 6. 17
鹿児島湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	50. 7. 1
＃ (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	50. 7. 1 (H7.6.5箇条改正)
＃ (3)	＃ 南港区	1	B	イ	50. 7. 1
＃ (4)	＃ 木材港区	1	B	イ	＃
＃ (5)	＃ 谷山一区	1	B	イ	＃
＃ (6)	＃ 谷山二区	2	B	イ	＃
＃ (7)	山川港	1	B	イ	＃
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	51. 8. 9
＃ (2)	菱田川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (3)	肝属川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	＃
西之表港海域	全 域	2	A	イ	53. 9. 1
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	52. 6. 17
＃ (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	＃
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	57. 2. 10

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
鹿児島湾	全 域	Ⅱ	イ	26	8. 8. 5	
八代海南部海域	全 域	I	イ	7	11. 5.14	

(注) 達成期間「イ」とは、ただちに達成

「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

2-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 昭和48. 6. 21総理府令35
 一部改正, 昭和49. 9. 30総理府令65 (総水銀, 水銀)
 昭和49. 11. 19総理府令70
 昭和50. 2. 3総理府令3 (P C B追加)
 平成元. 4. 3総理府令19 (T C E, P C E追加)
 平成5. 8. 27総理府令40 (海域にかかる窒素・磷追加)
 平成5. 12. 27総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)
 平成13. 6. 13環境省令21 (ほう素, ふっ素, アンモニア等化合物追加)

ア 人の健康の保護に関する項目 (有害物質)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2 - ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH（水素イオン濃度）	川，湖沼	5.8～8.6
	海 域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
COD（化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
SS（浮遊物質質量）	最 大	200 mg/L
	日間平均	150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜鉛 含 有 量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガ含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ²
窒素含有量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
燐 含 有 量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³ 以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

注3 窒素及び燐の適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池（さつま町他）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

(2) 燐

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

高隈ダム貯水池（鹿屋市），高川ダム貯水池（出水市），鶴田ダム貯水池（さつま町他），池田湖（指宿市），鰻池（指宿市），蘭牟田池（薩摩川内市），鎌崎池（薩摩川内市），南部ダム貯水池（天城町）
(S60.5.30設定 S60.7.15施行)

伊仙中部ダム貯水池（伊仙町）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

大川ダム貯水池（奄美市），西京ダム貯水池（西之表市），永吉ダム貯水池（日置市，鹿児島市），竹山ダム貯水池（霧島市），須野ダム貯水池（奄美市），神嶺ダム貯水池（徳之島町）
(H16.5.24設定 H16.6.1施行)